

平成21年8月6日

東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 表示企画班 御中

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

「加工食品の原料原産地表示の方向性に関わる報告書案」についての意見書

「加工食品の原料原産地表示の方向性に関わる報告書案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討の程よろしくお願い致します。

記

1. 原料原産地情報の表示方法について

1) 切り替え産地を列挙する可能性表示について

(1) 意見

可能性表示を表示方法として導入することには反対です。

(2) 理由

パッケージの表示はその製品と1対1の関係にあり、中身を正確に表す必要があります。可能性表示は、入っていないものを表示する可能性があり、表示としては不適切と考えます。また、消費者にとってわかりにくい表示であり、表示の偽装で悪用されかねない表示方法であると考えます。

2) 大括り表示について

(1) 意見

大括り表示を表示方法として導入することには条件付賛成です。

(2) 理由

消費者にとってわかりやすい表示であり、ある程度の産地情報が得られる表示方法であると考えます。大括り表示として、外国産・輸入だけではなく、世界の地域の名称（ヨーロッパ産、アジア産、アフリカ産等）も認めていただければと思います。しかし、消費者にとって十分とはいえない情報であるため、消費者が国名を知りたいと思ったときに、事業者は消費者にその国名を提供できる体制を整える必要があると考えます。

また、原産地に日本と外国産が含まれている場合、（日本と外国産）と全世界となってしまう、消費者にとって全く無意味な表示になってしまいます。このため、外国産の表示は外国産のみを使用している場合限られると思います。

3) 輸入中間加工品の原産国表示について

(1) 意見

輸入中間加工品の原産国表示を表示方法として導入することには反対です。

(2) 理由

輸入中間加工品の原産国表示は本来の原料原産地表示ではありません。新たな表示方法は、本来の原料原産地表示に絞って論議すべきであり、加工地表示は対象から外すべきであると考えます。

2. 義務表示対象品目選定の基本的考え方について

(1) 意見

要件Ⅰ、要件Ⅱは今後も堅持すべきと考えます。

(2) 理由

要件Ⅰ、要件Ⅱは平成 15 年から堅持してきた考え方であり、今、特に外部要因等状況が変化していないので、これを変える理由は見当たらないと考えます。

3. 具体的な義務対象品目の選定について

(1) 意見

今は具体的な義務対象品目の選定に着手する必要はないと考えます。

(2) 理由

今は、現状の表示方法での事業者の自主的取り組みの推進、パッケージ表示以外のホームページでの原料原産地情報提供の推進を計る時期であり、新規に義務対象品目の選定に着手する必要はないと考えます。

以上